

奈良県告示第二百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年九月五日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
藤山 貴史	やすらぎ鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字新町一三 ―五	平成二十六年七月九日